

「(仮称) 河合町まちづくり基本条例」
に係る答申書 (案)

令和4年11月

河合町まちづくり基本条例検討審議会

1 はじめに

（仮称）河合町まちづくり基本条例は、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政（町長等）が、互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、住民自治を基盤とした河合町のまちづくりを進めていく基本的ルールを定めるものです。

令和3年6月に町長から諮問を受け、公募を含む15人の委員で構成された河合町まちづくり基本条例検討審議会により令和3年6月以降、議論を重ねてきました。

全体での審議を基本に、学習会やワークショップ方式も取り入れ、町の現状把握やまちづくり活動の事例学習を踏まえるとともに、河合町の今後のまちづくりの方向、仕組み等について検討し、基本理念や基本原則をはじめとした条例素案と逐条解説書を作成しました。

その後、町民への周知と広く意見を募り反映させることを目的として、令和4年7月から8月にパブリックコメントを実施、9月には新型コロナウイルス感染症対策で延期となっていたタウンミーティングを開催し、いただいた意見を精査反映し、条例案を練り上げました。

ここに最終答申書及び条例案、逐条解説書案を提出します。

なお、本提言書及び資料本文中に用いている条例の名称は、審議会での検討結果である「河合町まちづくり自治基本条例」としています。

2 検討の経緯

（1）背景と目的

地方分権一括法の施行により、国及び地方公共団体が分担すべき役割が明確化され、地方公共団体は、地域の特性に基づいた政策を主体的に進めていくこととなりました。

これを受け、国からの機関委任事務が平成13年に廃止され、地方公共団体の事務は、法定受託事務と自治事務とに整理され、自治の可能性が広がりました。

その一方、住民に対する説明責任が、これまで以上に問われ、住民の意向や地域の実態を正しく把握するために「参加・参画」が重要になっています。

また、全国的に人口減少と少子化・高齢化、産業構造の変化などによって、地方公共団体の運営は年々厳しくなり、地域間格差も広がっています。地域課題や住民のニーズに対して、行政だけで対応することは難しく、多様な主体との「協働」が不可欠です。

そこで、町民、町議会、行政が連携してまちづくりを担い進めていく基本的ルールとして、（仮称）河合町まちづくり基本条例の条例案を作成することとして諮問を受けました。

(2) 委員の構成

(順不同、敬称略、令和4年4月1日現在)

区 分	団 体 名 等	氏 名 (敬 称 略)
学 識 経 験 者		中 川 幾 郎
		清 水 裕 子
議 会		常 盤 繁 範
		大 西 孝 幸
公 共 的 団 体 の 代 表 者 等	総代自治会長会	山 本 孝 典
	老人クラブ連合会	岡 本 幹 男
	民 生 児 童 委 員	前 田 昌 宏
	文 化 協 会	岡 宏
	体 育 協 会	尾 上 光 子
	PTA 連 合 会	佐 伯 誠 紀
一 般 公 募		山 川 裕 子
		西 野 あ す か
		大 久 保 太 郎
		安 田 彩 子
		高 桑 次 郎
		定 数 1 5 人

※令和4年4月より老人クラブ連合会からの推薦委員が交代されています。

(3) 審議会の開催状況

令和3年6月から令和4年11月まで、10回の審議会を開催し、学習、検討を行いました。

(令和3年度)

審議会の回数	日程	内容	備考
1	令和3年 6月21日(月)	・委嘱、諮問等、学習会	
2	10月2日(土)	・今後の進め方について ・学習会&ワークショップ ①参加・参画と協働、②地域の活動やコミュニティの活性化	
	10月23日(土)	第1回町民ワークショップ	
3	11月29日(月)	・分科会の構成及び進め方 ①基本分科会、②参画・協働分科会 ・分科会ごとに各項目についての審議	
4	12月13日(月) 13:30~	・条文修正案確認 ・分科会ごとに各項目についての審議	
5	令和4年 1月24日(月)	・条文修正案確認 ・分科会ごとに各項目についての審議	
	2月23日(水・祝日)	第2回町民ワークショップ ※コロナ感染症拡大のため延期	
6	3月19日(土) 10:00~	・条文修正案確認 ・団体自治・行政運営の項目(事務局案)の審議 ・前文の審議	

(令和4年度)

7	令和4年 4月25日(月) 10:00～	・前文の審議 ・条文案確認 ・逐条解説書案の審議	
8	5月26日(木) 14:00～	・全体調整⇒条文案の確定(前文含む) ・逐条解説書の確定 ・提言書(中間)提出	
	7月～8月	パブリックコメント	
	9月23日 (金・祝日) 10:00～	タウンミーティング	
9	10月20日(木) 10:00～	・パブリックコメント、タウンミーティング/住民説明 会における意見への対応検討	
10	11月7日(月) 10:00～	【答申】提言書(最終)提出	

3 条例の名称について

正式名称 : 河合町まちづくり自治基本条例

審議会で検討の結果、この条例の名称は「河合町まちづくり自治基本条例」と決定しました。

「まちづくり」という言葉は、都市計画等のハード面のイメージが強いことや、この条例の最終目的は住民自治の向上ではないのか等の意見もありましたが、審議会では、ひらがなの「まちづくり」という言葉はなじみが良いことや、地方自治が住民自治と団体自治の両輪で成り立つもので、この条例にも町民、町議会、行政、それぞれに関することが定められていることなどにより、「まちづくり」と「自治」を併せて「河合町まちづくり自治基本条例」とすることになりました。

4 河合町まちづくり自治基本条例の概要

詳細は、別添「河合町まちづくり自治基本条例 条例案」及び「まちづくり自治基本条例 逐条解説書案」をご覧ください。

河合町まちづくり自治基本条例は、

- ・4つの基本理念と6つの基本原則を掲げています。
- ・全12章40条で構成されています。
- ・まちづくりの主体(町民、町議会、行政)に活用されることを目指しています。
- ・それぞれの主体が、連携・協働することを原則としてまちづくりを進めることが大切であるとしています。

5 今後の対応について

(1) タウンミーティング／町民説明会の実施

条例制定後は、町民や各種団体等を対象に、できれば小さな単位で周知する機会を設け、町民がこの条例を身近に感じられ、また、町民一人一人がこの条例を活用し、まちづくりを進められるよう取り組んでください。

(2) 町職員の理解度を上げること。

この条例を、町職員が全員把握して、町民と接することができるよう、内容の理解度を上げるための対策を充実してください。